

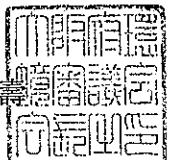


答申第4号
平成8年6月18日

大阪府知事 山田 勇 殿

大阪府環境審議会

会長 矢吹 萬



化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定
及び総量規制基準の改定について（答申）

平成8年2月9日付け水質第357号で諮問のあった標記について、別添のとおり答申します。

化学的酸素要求量に係る総量削減計画
の策定及び総量規制基準の改定について
(答申)

平成 8 年 6 月

大阪府環境審議会

序

水質汚濁防止法による総量規制は、瀬戸内海（大阪湾を含む）、東京湾、伊勢湾の水質改善を図るための制度で、海域の代表的な汚濁の指標である化学的酸素要求量（C O D）を全体的に削減しようとする制度である。

この制度は、昭和53年に水質汚濁防止法等の改正により導入され、現在までに3次にわたる総量規制が実施されてきた。

しかしながら、各海域の水質汚濁の改善状況が十分ではないことから、国は、中央環境審議会の答申を受け、第4次総量規制実施に向けた所要の手続きを進めてきた。

この国の動きを受け、大阪府は、平成8年2月9日開催の本審議会に「化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定について」諮問した。

本審議会は、水質関係の各分野の5名よりなる水質総量規制専門委員会に調査検討を付託し、専門委員会では、国の総量削減基本方針、総量規制基準の告示に従い、大阪府からの資料及び現地調査等を基に、専門的な見地から4回にわたる調査検討が行われた。

本審議会は、専門委員会の検討結果を基に審議した結果、「化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定」については、専門委員会の調査検討結果に従って策定及び改定することが適当であると答申する。

目 次

第1 調査検討結果

1 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定について	1
(1) 総量削減計画のあらまし	
(2) 総量削減計画策定についての基本的考え方	
(3) 総量削減計画（案）	
2 化学的酸素要求量に係る総量規制基準の改定について	5
(1) 総量規制基準のあらまし	
(2) 総量規制基準改定の基本的考え方	
(3) 総量規制基準（C等の値）（案）	

第2 付帯意見	8
---------	---

第3 参考	9
1 諒問文	
2 大阪府環境審議会審議経過	
3 大阪府環境審議会委員	
4 大阪府環境審議会水質総量規制専門委員会委員	

別紙1 化学的酸素要求量に係る総量削減計画（案）	15
--------------------------	----

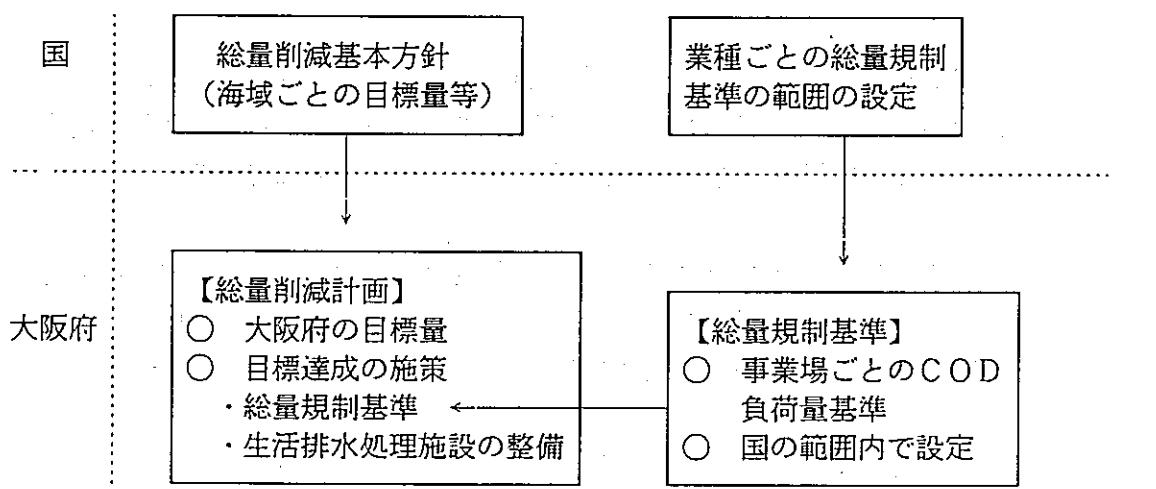
別紙2 化学的酸素要求量に係る総量規制基準（C等の値）（案）	19
--------------------------------	----

第1 調査検討結果

1 化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画の策定について

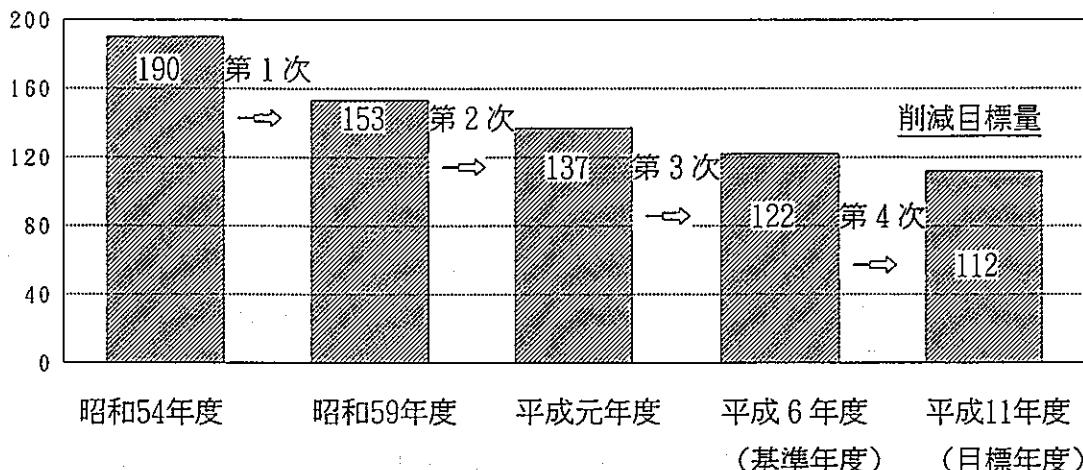
(1) 総量削減計画のあらまし

- 水質総量規制は、人口、産業等が集中し、汚濁の著しい広域的な閉鎖性水域（瀬戸内海、東京湾、伊勢湾）の水質の一層の改善を図るために、当該水域の水質に影響を及ぼすCOD汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度であり、昭和53年に瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法の改正により導入されたものである。
- これまで3次にわたる総量規制が実施され、総量規制基準の適用、下水道の整備、生活排水対策等の施策の実施により、大阪府域では当初（昭和54年度）のCOD汚濁負荷量190トン/日から段階的な削減がなされ、第3次の目標年度である平成6年度には122トン/日まで削減されている。
- このため、大阪湾においては水質の改善傾向が見られ、総量規制の効果が現れているものと考えられるが、湾奥部を除いて環境基準の達成には到っていない。
- 国においてはこれらの状況を踏まえ、第4次総量規制に向けての総量規制基準値の設定方法を改定するとともに、新たに平成6年度を基準年度とし、平成11年度を目標年度とした総量削減基本方針を定め、関係都府県に通知した。
- 大阪府にあっては削減目標量112トン/日が示された。
- 府としては、この総量削減基本方針に示された削減目標量の達成のため、総量規制基準を改定するとともに、その他の各種施策を体系的、網羅的に折り込み、総量削減計画を策定することとした。



トッ/日

大阪湾へのC O D排出量の推移（大阪府域）



(2) 総量削減計画策定についての基本的考え方

- 総量削減基本方針で示された平成11年度の削減目標量は112トッ/日である。そのうち、生活系に係るものは80トッ/日、産業系に係るものは24トッ/日であり、平成6年度の汚濁負荷量からそれぞれ約10%の削減となっている。

発生源別削減目標量
(トッ/日)

	平成6年度	平成11年度
生活排水	88	80
産業排水	27	24
その他	7	8
合計	122	112

(注) 平成6年度のその他の汚濁負荷量である7トッは、当該年度の異常な渴水の影響を受けたものであり、平年ベースに補正すると8トッである。

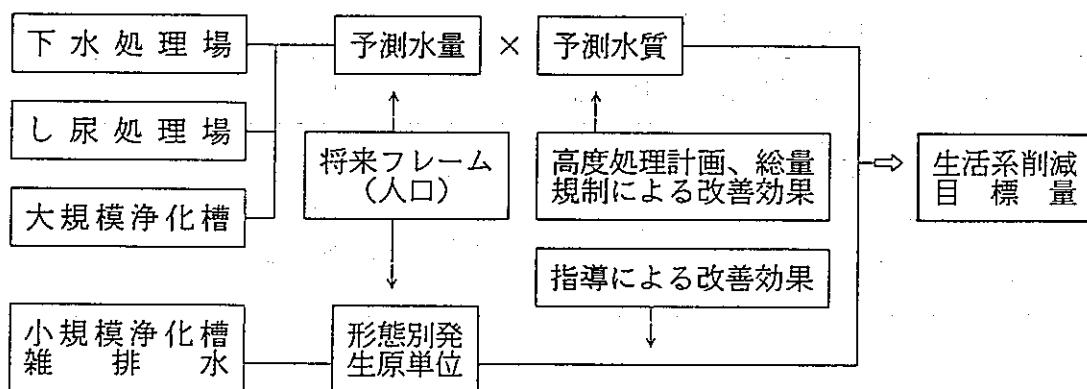
- C O Dの削減目標量は、水質汚濁防止法の規定により、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道等の生活排水処理施設の整備の見通しを勘案し、実施可能な限度において削減を図ることを前提に定めることとされている。
- 第4次総量規制においては、汚濁負荷量のうち大きな割合を占める生活系排水対策について一層の推進を図るとともに、産業系排水対策についてもさらに充実を図ることにより、全体としてバランスのとれた削減を図ることが必要である。
- 生活系の削減目標量は、大阪府新総合計画の将来人口を基礎として、21コスマス計画（21世紀を目指す大阪府下水道整備基本計画）や大阪府生活排水処理

計画などから想定した将来における下水道処理人口や浄化槽人口を加味し、処理施設等の改善効果を見込んで算定されたものである。

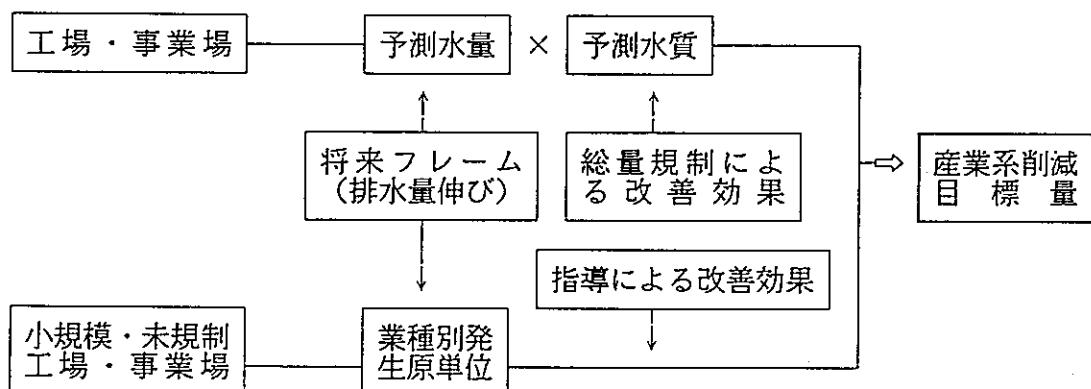
- 産業系の削減目標量は、業種別の実測排水量の推移等から想定した将来における排水量と総量規制による水質改善効果も加味した将来水質とから算定されたものである。
- その他の削減目標量は、畜産等発生源別の将来フレームより算定されたものである。
- これら発生源別削減目標量の算定の方法は、第3次までの総量規制における削減目標量の算定に用いられてきた方法であり、人口や排水量、水質等の算定の前提条件についても妥当なものと考えられる。

発生源別削減目標量の算定方法

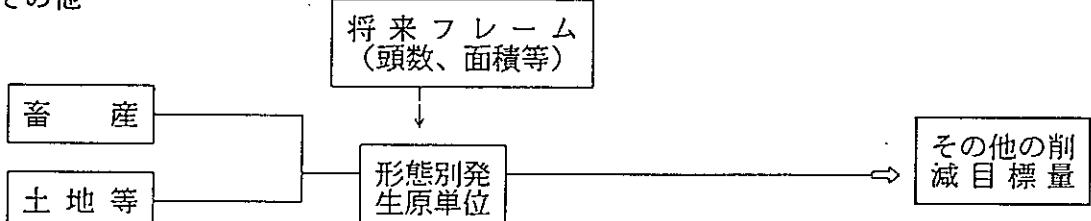
生活系



産業系



その他



(3) 総量削減計画(案)

- 総量削減基本方針に基づき、(2)の基本的考え方を踏まえ検討した結果、第4次
総量規制に係る総量削減計画(案)は、別紙1のとおりとすることが適当である。

総量削減計画案(削減目標量達成の方途)の骨格

項目	内 容	備 考
① 生活排水処理施設の整備	ア 下水道の整備等 イ その他生活排水処理施設の整備 ウ し尿処理施設の整備	普及率の向上 排水水質の向上 合併浄化槽の普及促進等 高度処理施設の導入促進等
② 総量規制基準の設定	事業場からの汚濁負荷量の削減及び 新・増設事業場の規制強化	総量規制基準の改正強化
③ 小規模排水対策	ア 生活排水対策 イ 未規制事業場対策 ウ 畜産排水対策	雑排水対策の啓発 重点地域の指定 生活環境保全条例等による規制 指導
④ 教育、啓発	環境保全に対する意識高揚	
その他必要な事項		
① 底質汚泥の除去 ② 養殖漁場対策 ③ 栄養塩類の対策 ④ 水質浄化機能の活用	⑤ 監視体制の整備 ⑥ 調査研究の推進 ⑦ 中小企業の助成措置	

2 化学的酸素要求量に係る総量規制基準の改定について

(1) 総量規制基準のあらまし

- 総量規制基準は個々の工場・事業場（日平均排水量50m³以上）に対し、それぞれに該当する業種区分毎に設定されたC等の値と、それに対応する工程排出水量から、下記の算出方法により1日当たりのCOD許容排出負荷量(kg)として設定される。
- 現行のC等の値は、現行の総量規制が施行された昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの新・増設により増加した工程排出水に対しては、特別の値(C₁)を設定し、また、平成3年7月1日以降の新・増設により増加する工程排出水に対しても特別の値(C₂)が設定されている。
- 環境庁告示第13号(平成8年3月)により、総量規制基準の設定方法の改定がなされたが、この改定では、算定方法についての基本的な枠組みは現行と変わらなかったが、一部の業種区分(19業種)については、C₁が細分化された。
- 第4次総量規制における総量規制基準の改定は、具体的には環境庁告示で定められた277の業種区分ごとのC等の値の幅の中から適切なC等の値(C、C₀、C₁、C₂)を定めるものである。

〔総量規制基準の算定方法〕

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3} \quad \text{又は}$$

$$L = (C_0 \cdot Q_0 + C_1 \cdot Q_1 + C_2 \cdot Q_2) \times 10^{-3}$$

L : 総量規制基準(kg/日)

C(C₀)、C₁、C₂ : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値(mg/l)

Q(Q₀) : 工程排出水量(m³/日)(Q₁、Q₂を除く)

Q₁ : 昭和55年7月1日以降新から平成3年6月30日までに新・増設により増加した工程排水量(m³/日)

Q₂ : 平成3年7月1日以降(一部の業種については平成8年9月1日以降)の新・増設により増加した工程排水量(m³/日)

(2) 総量規制基準（C等の値）改定の基本的考え方

- 総量規制基準（C等の値）の改定に当たっては、環境庁告示に従い、中央環境審議会答申の考え方を留意して、以下の配慮事項、基本方針に則り、検討を行うこととした。

① 総量規制基準改定に当たっての配慮事項

- ア 目標年度において実施可能な汚水又は廃液の処理技術の水準
- イ 企業規模
- ウ 原材料、製造方法等による排水処理の難度
- エ 水利用の合理化、処理施設の導入等汚濁負荷量の削減努力
- オ 既に総量規制基準の適用を受けている類似業種との整合性

② 総量規制基準改定の基本方針

上記事項に配慮し、第3次までの基準の強化状況を勘案しつつ、次の基本方針に基づき総量規制基準改定の検討を行うものとする。

ア 新・増設に係るC等の値（ C_1 、 C_2 ）については、新たな処理施設の導入が可能であること等から、原則として、C等の値の下限値を採用する。

ただし、府下の工場等の処理技術の水準などからみて、下限値の設定が特に困難な場合にあっては、技術水準等を考慮してC等の値を設定する。

イ 既設事業場に係るC等の値（ C_1 、 C_2 ）については、C等の値の幅の上限値あるいは、下限値の引下げ状況を勘案し、更に、現状の水質、処理方法、総量規制基準の適合状況等を考慮して、その見直しを行う。

ウ 第3次総量規制においても、府下の工場等の実態から特定の業種について排水量ランクに区分した基準を設定したが、今回も個々の業種ごとに区分の必要性を検討する。

エ 現在府域にない業種及び著しく負荷量の小さな業種については、原則として、C等の値の幅の下限値を採用する。

ただし、類似の業種が存在する場合には、当該業種の実態を参考にC等の値を設定する。

(3) 総量規制基準(C等の値) (案)

- 化学的酸素要求量に係る総量規制基準について、知事が定めるC等の値について、(2)の基本的考え方に基づき検討した結果、別紙2のとおりとすることが適當である。

総量規制基準改定(案)の概要

- ・第4次総量規制においては、食料品、繊維、パルプ等排水濃度の高い業種を中心に47業種(既設分)についてについて基準値を強化した。
- ・新增設については、今回の改定によりほとんどの業種が環境庁告示の下限値となり、厳しくなる。
- ・府域に所在する業種(既設)の基準値引下げ率は、3.6~11.8%の範囲にあり、全業種で5.1%である。

改定業種数

改定区分	既設分業種数	新・増設分業種数	
	C ₀	C ₁	C ₂
現行下限値で範囲に変更ない業種	183	243	241
上記以外	現行より強化	47	23
	現行据え置き	47	11
合計	277	277	277

(注) C₀ は昭和55年7月1日以前の工程水に係る基準値

C₁ は昭和55年7月1日~平成3年6月30日の工程水に係る基準値

C₂ は平成3年7月1日以後の工程水に係る基準値

基準強化主要業種等(既設分)の基準値(平均)

業種	現行 (mg/l)	改定後 (mg/l)	引き下げ率 (%)
食料品	41.8	38.4	8.1
繊維	74.4	68.9	7.4
木材・紙・パルプ	56.7	50.0	11.8
化学	61.2	59.0	3.6
その他	35.0	33.7	3.7
全業種	45.2	42.9	5.1

第2 付帯意見

1 効果的な汚濁負荷量削減対策の推進について

汚濁負荷量の効果的な削減を図るため、総量規制基準適用事業場については基準の厳正な適用を図り、水質の改善を図るとともに、水利用の合理化、循環使用などの排水量の低減対策による汚濁負荷の一層の削減を図る必要がある。また、基準適用外の小規模な事業場についても、排水実態の把握に努め、実態に則した効果的な削減対策を講じる必要がある。

生活排水については、処理施設の早期の整備はもとより教育、啓発事業の一層の推進により、家庭からの生活雑排水による汚濁負荷の削減を図ることが肝要である。

2 総合的な大阪湾水質保全対策について

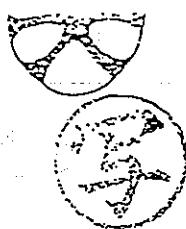
大阪湾の環境対策を図るには、COD汚濁負荷量の削減はもとより、COD汚濁の一因である植物性プランクトン等の内部生産において、過度な富栄養化現象をもたらす窒素・磷についても、併せて削減を図るなど総合的な水質保全対策の推進が必要である。

3 水質汚濁メカニズムの解明等について

大阪湾の水質保全対策を合理的、効果的に推進するためには、水質汚濁状況の適切な把握と併せ、内部生産機構、外洋からの栄養塩類の流入等の水質汚濁メカニズムの解明や精度の高い水質シミュレーションモデルの開発など、一層の科学的な知見の集積に努めることが必要である。

第3 参考

1 諒問文

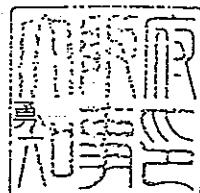


水質第357号
平成8年2月9日

大阪府環境審議会

会長 矢吹嵩壽 殿

大阪府知事 山田



化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定
及び総量規制基準の改定について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項並びに
第4条の5第1項及び第2項の規定により、化学的酸素要求量に係る総量
削減計画の策定及び総量規制基準（平成3年大阪府告示第503号）の改
定について、貴審議会の意見を求める。

2 大阪府環境審議会における審議経過

開催日	審議経過
平成8年2月9日 (第5回環境審議会)	<input type="radio"/> 知事からの諮問 <input type="radio"/> 水質総量規制専門委員会の設置
平成8年2月28日 (第1回水質総量規制専門委員会)	<input type="radio"/> 水質総量規制制度について <input type="radio"/> 総量規制基準改定の基本的考え方について
平成8年3月26日 (第2回水質総量規制専門委員会)	<input type="radio"/> 発生源別削減目標量の算定について <input type="radio"/> 総量規制基準(案)について
平成8年4月22日 (第3回水質総量規制専門委員会)	<input type="radio"/> 総量削減基本方針について <input type="radio"/> 現地調査(化学プラント及び高度処理施設の排水実態)
平成8年5月30日 (第4回水質総量規制専門委員会)	<input type="radio"/> 総量削減計画(案)について <input type="radio"/> 専門委員会調査検討結果報告書について
平成8年6月17日 (第6回環境審議会)	<input type="radio"/> 専門委員会報告について <input type="radio"/> 専門委員会報告をもとに答申することを了承

3 大阪府環境審議会委員

(五十音順・敬称略)

(1) 学識経験のある者

- 会長 矢吹萬壽 (大阪府立大学名誉教授〔環境調節工学〕)
会長代理 中馬一郎 (藍野学院短期大学学長〔生理学〕)
秋山文一 (毎日新聞大阪本社総合企画本部長)
芦田忠治 (日本労働組合総連合会大阪府連合会副会長)
生間時夫 (大阪府中小企業団体中央会会长)
池田敏雄 (関西大学教授〔行政法〕)
池田有光 (大阪府立大学教授〔環境工学〕)
井田和子 (大阪女子大学助教授〔植物生理生態学〕)
國則登代 (大阪女子大学教授〔生化学〕)
近藤雅臣 (大阪大学名誉教授〔衛生化学〕)
鈴木善次 (大阪教育大学教授〔環境科学教育〕)
須田政勝 (大阪弁護士会公害対策・環境保全委員会委員)
田中忠明 (大阪府漁業協同組合連合会代表理事長)
坪井珍彦 (社団法人大阪府工業協会副会長)
中澤禮次郎 (読売新聞大阪本社編集局科学部長)
中村浩 (大谷女子大学教授〔日本史学〕)
難波精一郎 (宝塚造形芸術大学教授〔音響心理学〕)
平岡正勝 (京都大学名誉教授〔衛生工学〕)
前田英昭 (大阪府立大学経済学部長〔経営科学〕)
政井孝道 (朝日新聞論説副主幹)
又野淳子 (財団法人日本野鳥の会大阪支部会員)
萬金映子 (消費生活コンサルタント)
宮前保子 (株式会社スペースビジョン研究所代表取締役
[造園・環境デザイン])
山口百合子 (日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長)
山田卯三郎 (大阪府農業會議会長)
山村万里子 (社団法人大阪府薬剤師会理事)
吉田正樹 (産業経済新聞編集局次長兼社会部長)
若林明 (社団法人大阪府医師会副会長)

(2) 府議会議員

- 川合通夫 (自由民主党)
野上福秀 (自由民主党)
古川安男 (自由民主党)
山本幸男 (公明)
野田昌洋 (公明)

小川眞澄（新進・府民クラブ）
藤井昭三（社会民主党・府民連合）
阿部誠行（日本共産党）

(3) 市町村長

磯村隆文（大阪市長）
原昇（岸和田市長）
林實（豊中市長）
喜多洋三（守口市長）
寺田為三（高石市長）
堀端宏（藤井寺市長）
清水行雄（東大阪市長）
南殿利正（豊能町長）

(4) 関係地方行政機関の長

大島綏子（近畿農政局長）
岩田満泰（近畿通商産業局長）
長光正純（近畿運輸局長）
中山靖之（第三港湾建設局長）
武林郁二（第五管区海上保安本部長）
脇雅史（近畿地方建設局長）

【旧委員】

朝倉秀実	（自由民主党）	平成8年5月30日まで
東武	（自由民主党）	平成8年5月30日まで
北川イッセイ	（自由民主党）	平成8年5月30日まで
中沢一太郎	（公明）	平成8年5月30日まで
杉本武	（公明）	平成8年5月30日まで
西野茂	（新進・府民クラブ）	平成8年5月30日まで
杉本弘志	（社会民主党・府民連合）	平成8年5月30日まで

4 大阪府環境審議会水質総量規制専門委員会委員

(五十音順・敬称略)

國 則 登 代 (大阪女子大学基礎理学科教授〔生化学〕)

座長 近 藤 雅 臣 (大阪大学名誉教授〔衛生化学〕)

宗 宮 功 (京都大学工学部教授〔衛生工学〕)

宮 南 啓 (大阪府立大学工学部教授〔化学工学〕)

村 岡 浩 爾 (大阪大学工学部教授〔土木工学〕)

化学的酸素要求量に係る

総量削減計画

(案)

化学的酸素要求量に係る総量削減計画（大阪府）（案）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち大阪府の区域について、平成8年4月23日付け化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成11年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は表1のとおりとする。

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成6年度における量 (トン/日)
生活排水	80	88
産業排水	24	27
その他	8	7

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活排水処理施設の整備等

瀬戸内海に流入する汚濁負荷量を効果的に削減するためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷量に占める割合の大きい生活排水についての対策を、市町村と協力しながら、重点的に進めていく必要がある。このため、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 下水道の整備等

下水道整備五箇年計画との整合を図りつつ、表2に掲げる処理人口を目標に下水道の整備を促進するとともに、水洗化の促進を図る。

また、下水道終末処理場の維持管理の徹底等により、排水水質の向上に努めるとともに、高度処理の導入については、下水道の普及状況を勘案しつつ、その実施を図る。

表2 下水道整備計画

年度	行政人口(千人)	処理人口(千人)
11	9,113	7,184

イ その他の生活排水処理施設の整備

「大阪府生活排水処理計画」（平成7年3月策定）に基づき、地域の特性を考慮し、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの整備を推進する。

特に、合併処理浄化槽については、「大阪府浄化槽指導要綱」（平成4年2月1日実施）に基づき、新たに設置する51人槽以上の浄化槽に対し、除去効率の高い浄化槽の設置を指導するとともに、「し尿処理施設指導要領」（昭和53年3月1日実施）に基づき、新たに設置する501人槽以上の浄化槽に対し、必要に応じ高度処理の導入を指導する。

また、合併処理が義務付けられていない50人槽以下の浄化槽を新たに設置する場合についても、地域の実情を勘案し、合併処理化の推進に努める。特に家庭用のものにあっては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度により、その普及、促進を図る。

さらに、既設の単独処理浄化槽についても、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

なお、浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、浄化槽の適正な設置、維持管理及び水質に関する検査の徹底を指導するとともに、水質汚濁防止法等に基づくし尿浄化槽の規制、指導により、排水水質の向上に努める。

ウ し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、整備を進めるとともに、高度処理施設の導入を促進し、併せて維持管理の徹底等により、排水水質の向上に努める。

(2) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、業種等の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために採られた措置等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

特に、新・増設の指定地域内事業場については、最新の処理技術の導入等が可能であることから、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

なお、特定の業種については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成8年環境庁告示第13号）別表に定める業種その他の区分を更に処理工程の別及び排水量規模の別に区分し、C等の値を設定する。

(3) 小規模排水対策

小規模の汚濁発生源からの排水については、それぞれの発生形態に応じて、適切な指導等を行うことにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）及び「大阪府生活排水対策推進要綱」（昭和63年4月策定）に基づき、市町村と協力し、家庭ができる雑排水対策についての啓発、普及を行うとともに、特に対策の実施が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場のうち、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の排水規制の対象となっているものについては、立入検査、水質検査等を行い汚濁負荷量の削減について指導等を行うものとする。

その他の事業場については、污水等の特性等についてその実態の把握に努めるとともに、「小規模事業場排水処理の手引き」（平成7年3月策定）に基づき、汚濁負荷量を削減するための指導を行う。

ウ 畜産排水対策

畜産排水については、「大阪府畜産経営環境保全対策推進要綱」（昭和47年7月1日施行）に基づき、排水処理施設の設置、維持管理及びふん尿の堆肥化の推進等の指導を行い、汚濁負荷の削減を図る。

(4) 教育、啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するため、市町村、関係府県、府民団体、関係機関等の連携を図り、諸団体の協力を得て、次の事業等を実施することにより、汚濁負荷量の削減に努める。

府民に対しては、パンフレットや大阪府の広報媒体を活用して、水質汚濁に関する情報を提供し、併せて環境月間・瀬戸内海環境保全月間の事業等を通じ、環境保全に対する意識の高揚を図り、水質改善のための施策に理解と協力を求める。

また、事業者に対しては各種講習会を開催する等により、計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、汚濁負荷量の削減目標量の達成に向けて協力を要請する。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(1) 底質汚泥の除去

底質汚泥による水質の悪化を防止するため神崎川、大阪市内河川及び大阪港港湾区域等において、汚泥のしゅんせつを行う。

(2) 養殖漁場対策

養殖魚場の環境保全を図るため、養殖漁場における投餌量等の適正化、堆積物の除去等による漁場管理の徹底が図られるよう指導を行う。

(3) 栄養塩類の対策

公共用水域に排出される栄養塩類については、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の4第1項の規定による窒素・磷削減指導方針等に基づき、その削減を指導する。

(4) 水質浄化機能の活用

海域での傾斜式護岸の導入、河川水量の確保等、自然が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。

(5) 監視体制の整備

公共用水域の水質測定計画に基づき、関係機関と協力して河川及び海域における水質の監視を行うとともに、河川及び発生源を常時監視する水質テレメータ監視システムの整備を進め、効果的な監視体制の充実を図る。

(6) 調査研究の推進

大阪府公害監視センター、大阪市立環境科学研究所等において公害に関する調査研究を実施しているが、今後とも、公害防止技術の開発や海域における内部生産機構の解明等のための基礎的な調査研究に努める。

(7) 中小企業の助成措置

中小企業の水質汚濁防止施設整備の促進を図るため資金の融資を行う。

化学的酸素要求量に係る
総量規制基準（C等の値）
(案)

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（C等の値）（案）

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 単位1リットルに つきミリグラム			備考
		(1)C ₀	(2)C _i	(3)C _j	
1	畜産農業（日平均排水量1,000 m ³ 以上の事業場の場合に限る。）	40	40	30	
2	畜産農業（日平均排水量1,000 m ³ 未満の事業場の場合に限る。）	90	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	肉製品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	40	30	20	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業	30	30	20	すり身製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、30とする。
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業				すり身製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品 製造業	イ 口	50 30	30 30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味噌製造業	70	70	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、60とする。
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、60とする。
19	化学調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	40	40	20	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、30とする。
26	生菓子製造業	40	40	30	

27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	40	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、40とする。
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業				
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	120	120	110	
34	穀類でんぶん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	50	30	30	
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清凉飲料製造業	イ ロ	40 20	20	
42	果実酒製造業				
43	ビール製造業	30	30	30	
44	清酒製造業	30	30	30	
45	蒸溜酒・混成酒製造業	30	30	20	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、30とする。
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	20	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	
51	器械生糸製造業				
52	座縫生糸製造業	30	30	30	
53	玉糸製造業				
54	生糸製造業(51の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	

55	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	80	80	70	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	30	30	30	
57	繊維工業で麻製縫工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの	45	40	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、40とする。
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ ロ	90 80	80 80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	90	精練漂白工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110、90、90とする。
61	繊維工業で綿状綿維・糸染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの	イ ロ	90 70	50 50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの	イ ロ	90 70	50 50	
63	繊維工業で綿維雑品染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	80	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、90とする。
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	
67	繊維工業で綿維製衛生材料製造工程に係るもの	70	40	40	
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	
69	一般製材業				
70	木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業	30	30	30	
72	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)	50	50	50	接着機洗浄水を循環するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの				
74	床柱製造業	40	40	40	
75	木材薬品処理業	20	20	20	

76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	80	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランダードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	130	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	70	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、70とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	120	120	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	60	60	60	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	

95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
96	繊維板製造業(前項までに掲げるものを除く。)	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	
98	新聞業	50	50	50	
99	出版業	50	50	50	
100	印刷業				
101	製版業				
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	50	30	30	
103	複合肥料製造業				
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)				
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業				
107	無機顔料製造業				黄鉛製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) ハイドロサルファイト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (3) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	50	(1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、60とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、210とする。 (3) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、100とする。 (4) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	40	(1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、50とする。 (2) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	30	30	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。

112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、140とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、280、280とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	60	50	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、60とする。
115	脂肪族系中間物製造業	70	60	50	(1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、60とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、210とする。 (3) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、100とする。 (4) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	120	120	
118	コールタール製品製造業	140	140	140	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	イ 口	100 50 50	40	(1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、50とする。 (2) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	30	30	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、140とする。
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、280、280とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	40	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、40とする。
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセートの製造に係るもの	30	30	30	

125	合成繊維製造業	30	30	30	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、40とする。
127	石けん・合成洗剤製造業	20	10	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	40	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農業製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	120	120	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業				
141	にかわ製造業	100	100	80	
142	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	20	20	にかわ製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、100とする。
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、120とする。
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	

154	なめし革製造業		100	100	100	
155	毛皮製造業					
156	板ガラス製造業					
157	板ガラス加工業					
158	ガラス製加工素材製造業		20	10	10	
159	ガラス容器製造業					
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業					
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業					
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50	50		
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30		
164	ガラス・同製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)					
165	生コンクリート製造業	20	10	10		
166	コンクリート製品製造業					
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)					
168	黒鉛電極製造業					
169	碎石製造業	20	20	20		
170	鉱物・土石粉碎等処理業					
171	模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。)	10	10	10		
172	うわ葉製造業	20	20	20		
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	20	20	コーカス炉を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40、40とする。	
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	20	20	20		
175	フェロアロイ製造業					
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10		
177	転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業					
178	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業					
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20		
180	冷間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)					
181	冷間ロール成型形鋼製造業					
182	鋼管製造業					

183	伸鉄業					
184	磨棒鋼製造業	20	10	10		
185	引抜鋼管製造業					
186	伸線業	30	20	20		
187	ブリキ製造業					
188	亜鉛鐵板製造業	20	20	20		
189	めっき鋼管製造業					
190	めっき鉄鋼線製造業					
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)					
192	鍛鋼製造業					
193	鍛工品製造業					
194	鋳鋼製造業					
195	鍛鉄鍛物製造業(196の項及び 197の項に掲げるものを除く。)	20	10	10		
196	鋳鉄管製造業					
197	可鍛鍛鉄製造業					
198	鉄粉製造業					
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)					
200	非鉄金属製造業	20	20	20		
201	電気めっき業	40	40	40		
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	イ ロ	30 20	20 20		
203	一般機械器具製造業	イ ロ	30 20	20 20		
204	プリント配線基板製造業	40	20	20		
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。)					
206	輸送用機械器具製造業	20	20	20		
207	精密機械器具製造業					
208	ガス製造工場	20	20	20	石炭ガス製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、90、70とする。	

209	下水道業	25	25	20	(1) 活性汚泥法又は標準散水ろ床法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。 (2) 別に知事が定める事業場にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店	50	40	30	
214	旅館	50	40	30	
215	リネンサプライ業	イ ロ	60 50	50 40	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	イ ロ	60 50	50 40	
217	商業写真業		60	60	
218	写真業（前項に掲げるものを除く。）				
219	自動車整備業	30	20	20	
220	病院	40	30	30	
221 (1)	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、5,001人以上のものに限る。）	30	30	30	(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。 (2) 単独処理浄化槽にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
221 (2)	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、5,000人以下 501人以上のものに限る。）	40	30	30	(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。 (2) 昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、30とする。ただし、単独処理浄化槽にあっては、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、500人以下 201人以上のものに限る。）	50	50	40	昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、40とする。ただし、単独処理浄化槽にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、40とする。

223 (1)	し尿処理業（し尿浄化槽に係るもの及び日平均排水量が3,000m ³ 未満の事業場を除く。）	40	30	30	(1) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20、20とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40、30とする。
223 (2)	し尿処理業（し尿浄化槽に係るもの及び日平均排水量が3,000m ³ 以上の事業場を除く。）	50	30	30	(1) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20、20とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40、30とする。
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廢油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	60	40	40	
228	と畜業				
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場				
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	30	20	20	
232 1の項から前項までに分類されないもの	(1) 食料品製造業	30	30	30	
	(2) 家具・装備品製造業	30	20	20	
	(3) 窯業・土石製品製造業	20	10	10	
	(4) その他の製造業	20	20	20	
	(5) 鉄道業及び道路旅客運送業	20	20	20	
	(6) 上水道業及び工業用水道業	10	10	10	
	(7) ドラムかん洗浄業	40	20	20	
	(8) 共同処理場	20	20	20	
	指定地域内事業場のし尿又は雑排水(221及び222の項に係るもの)を除く。)	イ ロ	60 40	30 30	
	(10) (1)から(9)までに分類されないもの	40	20	20	

備考 この表の第2欄中イとあるのは、日平均排水量400立方メートル未満の指定地域内事業場を示し、ロとあるのは、日平均

排水量400立方メートル以上の指定地域内事業場を示す。